

介護員養成研修事業者 様

滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態措置の延長に係る
休止の協力依頼について

平素は、高齢者福祉行政の円滑な推進にご協力を賜りありがとうございます。

国において、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間が令和2年5月31日まで延長されたことに伴い、本県においては、一部内容を変更して、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための滋賀県における緊急事態措置」を延長することとなりました。

こうしたことから、引き続き、介護員養成研修事業者におかれましては、令和2年5月10日まで、特措法によらない、休止の協力を依頼いたします。

つきましては、依頼の趣旨をご理解の上、休止等について受講生等に対して周知を行う等、適切なご対応をよろしくお願ひします。

事業者の皆様にはご迷惑をおかけいたしますが、県民のいのちを守るため、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向け、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、休業要請等に応じていただいた方は、支援金の対象となる場合がありますので、詳細については、ホームページでご確認いただくか、コールセンター(077-528-1344)へお問い合わせください。

また、令和2年5月11日以降の再開にあたりましては、下記の条件を満たしたうえで、事業を実施いただきますようお願いいたします。

記

1 休止の協力を依頼する期間

令和2年4月23日0時から令和2年5月10日まで

※変更後の「新型コロナウイルス感染拡大防止のための滋賀県における緊急事態措置」の内容については、以下のリンクより御参照ください。

【リンク】<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/bousai/sougo/311529.html>

<http://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/5175647.pdf> (5月7日からの緊急事態措置)

2 再開にあたり必要な条件

- (1) マスクの着用や消毒用エタノールの準備等適切な感染防止対策が講じられること。
- (2) 「3つの密」(密閉・密集・密接)を避けること。
- (3) 大声での発生、または近接した距離での会話等を避けること。

〒520-8577 大津市京町四丁目1-1
滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課
介護施設指導係/在宅介護指導係
TEL:077-528-3523/FAX:077-528-4851
e-mail:kaigo@pref.shiga.lg.jp